

廿日市市保健福祉審議会健康増進専門部会について

1 役割

廿日市市保健福祉審議会条例第 7 条に基づき設置しており、廿日市市保健福祉審議会専門部会設置要綱第 2 条のとおり健康増進及び食育に関する事項の調査研究を行う。

【所掌事項】

※廿日市市保健福祉審議会健康増進専門部会運営規程第 2 条から抜粋

- (1) 要綱第 2 条第 5 号に規定する専門事項に関連する計画の策定及び推進のための方策の検討に関すること。
- (2) 計画の進行管理や評価、見直しに関すること。
- (3) 計画の短期・中期・長期目標の総括に関すること。
- (4) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

2 令和 5 年度の協議予定

- (1) 第 1 回廿日市市保健福祉審議会健康増進専門部会（6 月 2 9 日）
 - ① 廿日市市健康増進計画（第 3 次）・食育推進計画（第 3 次）の市民アンケートと第 2 次食育推進計画評価アンケートの結果
 - ② 廿日市市健康増進計画（第 2 次）・第 2 次廿日市市食育推進計画の令和 4 年度実績と最終評価について
 - ③ 廿日市市健康増進計画（第 3 次）・食育推進計画（第 3 次）骨子（案）について
- (2) 令和 5 年度第 2 回廿日市市保健福祉審議会健康増進専門部会における協議内容（1 0 月予定）
 - ・廿日市市健康増進計画（第 3 次）・食育推進計画（第 3 次）素案について
- (3) 令和 5 年度第 3 回廿日市市保健福祉審議会健康増進専門部会における協議内容（2 月予定）
 - ・廿日市市健康増進計画（第 3 次）・食育推進計画（第 3 次）の最終確認について